



水戸市公告

水戸市新たな市民会館管理運営基本計画策定等支援業務委託の受注者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、公告する。

平成27年4月24日

水戸市長職務代理者 水戸市副市長 橋本 耐

1 委託業務概要

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 水戸市新たな市民会館管理運営基本計画策定等支援業務委託 |
| (2) 委託業務内容 | 水戸市新たな市民会館に係る管理運営基本計画策定等支援業務 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から平成28年3月15日（火）まで |
| (4) 委託料 | 10,000,000円を上限額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。 |

2 選定方法

本プロポーザルの実施に当たっては、業務提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる評価を厳正に行った上で、優先交渉権者として最優秀1者、次点1者を選定する。

なお、評価に当たっては、水戸市新たな市民会館管理運営基本計画策定等支援業務受注者選定評価委員会において行う。

3 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日（平成27年4月24日。以下同じ。）現在において、国及び地方公共団体から入札参加資格の停止処分又は営業停止処分を受けていないこと。
- (3) 公告日現在において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 公告日現在において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 過去10年間（平成17年4月から平成27年3月）において、1,500席以上のホールを有する又は施工予定のある文化施設について、本業務と同種の支援業務（以下「同種業務」という。）を行った実績を有する者であり、かつ、同種業務に従事した従業員を業務担当者として配置できること。
- (6) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を業務担当者として配置できること。
- (7) 水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する要項（平成20年水戸市告示第16号）別表に掲げる要件に該当しないこと。

4 手続等

(1) 事務局：水戸市市民協働部文化交流課 新市民会館整備係

〒310-0063 茨城県水戸市五軒町1丁目2番5号 茨城いすゞビル4階

電話 029-231-7070 FAX 029-300-1066

E-mail: cch@city.mito.lg.jp

(2) 提出期限

ア 受付期間等

① 参加表明書及び質問書：平成27年5月11日（月）正午まで（必着）

② 業務提案書及び参考見積書：平成27年5月21日（木）午後5時まで（必着）

ただし、土曜、日曜、祝日は除く。受付時間は、午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所

上記(1)事務局

ウ 提出方法

提出方法は、持参又は郵送とする。郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

なお、指定の様式を含む実施要領等の資料については、平成27年4月24日（金）午後2時以降において、市のホームページ（URL：<http://www.city.mito.lg.jp/>）からダウンロードすることができる。